

# えーっ！ 野焼きって犯罪なの？！

平成13年4月から、基準に従わない野外での廃棄物の焼却には厳しい罰則が適用されています。

野外焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。

罰則は…5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、又はこの併科

他の罰則と比べると 例えば

スピード違反	6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金（道路交通法第118条第1項）
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（道路交通法第117条の2第1項）
脅迫罪	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金（刑法第222条第1項）
暴行罪	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金又は拘留、科料（刑法第208条）

などよりも、**重い罪**になります。



野焼きの例…このような焼却は違反です！

## どのような焼却が許されるのか…

廃棄物については、一部の例外を除き、厳しい基準に従った焼却のみが許されます。基準については、裏面記載の問い合わせ先にお問い合わせください。

ホームページもご覧ください。

アドレス [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kaisetu\\_menu.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kaisetu_menu.htm)

## 《ひとくちメモ》

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（昭和四十五年十二月二十五日 法律第百三十七号）

（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

## 《ひとくちメモ》

### ○ダイオキシン類は


人工物質としては、最も強い毒性を持つと言われています。ダイオキシン類にはいくつかの種類があり、毒性の最も強い2,3,7,8-TCDDは、サリンや青酸カリよりも毒性が強く、一度体内に取り込まれると脂肪に蓄積されやすく、分解や体外への排出速度が非常に遅いと言われています。また、奇形を引き起こしたり、ガン化を促進すると言われています。しかし、現在の我が国の通常的环境汚染レベルでは危険はありません。





北海道


## 野 焼 き Q & A


なぜ?  家庭のごみをドラム缶や簡易焼却炉で燃やしてもだめですか？


それは  罰則の対象となります。家庭のごみはお住まいの市町村の分別方法に従い、適切に分別して、市町村指定の方法により出しましょう。


なぜ?  どんど焼きや稲わら、もみ殻を燃やすのもだめですか？


それは  廃棄物の焼却は、原則として処理基準に従う必要があります。風俗慣習、宗教上必要な焼却や、農林水産業を営むために必要な焼却など、一部罰則の適用から除かれていますが、この場合でも、周囲に迷惑のかからないよう十分注意し、必要最小限にとどめましょう。自分では燃やさないのが一番です。


なぜ?  事務所から出る弁当がらや紙くずなどごく少量のものを簡易焼却炉で燃やしてはだめですか？

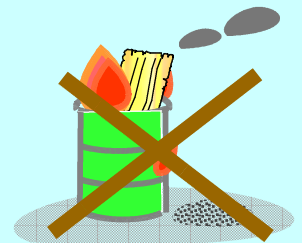
それは  燃やす量にかかわらず罰則の対象となります。事業者の方は事業所から出るごみを自ら責任を持って、適切な業者に処理を委託してください。

なぜ?  どのような焼却が認められるのですか？

それは  厳しい基準を満たす焼却設備を用いた焼却が認められますが、一般的には大がかりな装置となるため、家庭や小規模事務所への設置には向きません。また、一定規模以上の施設設置に際しては、事前に許可や届出が必要となります。

なぜ?  地元の条例に基づき「火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為の届出」を出したので、野外で焼却しても構いませんか？

それは  いけません。たとえ届出が受理されていても、廃棄物の焼却には一般に厳しい基準が適用されます。



### お問い合わせは

北海道オホーツク総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係

〒 090-8585 網走市北7条西3丁目

電話 0152-41-0629 FAX 0152-44-3122